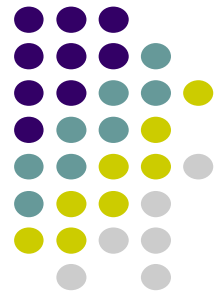




平成21年度版

笠岡市財政運営適正化計画



はじめに

昨秋の金融危機以降、景気や雇用情勢の急速な悪化により、市民生活はもとより地方財政も先行き不透明な厳しい状況となっております。

本市においても地域経済の速やかな回復のため、平成20年度から数次にわたる経済対策補正予算を編成し、その効果に期待を寄せているところです。

しかし、景気悪化の影響により市税は大幅な減収の見込みとなっており、今後も非常に厳しい財政環境が予測されます。

笠岡市は、平成15年度から「財政健全化計画」を策定し、あらゆる外的なマイナス要因にも対処できるよう、全職員が一丸となり不退転の決意を持って、財源不足解消のため努力してきました。

その結果、平成16年度から18年度までの「三位一体改革」による財源不足も乗り越え、この度の経済危機においても前向きな発想で対処いたしておるところでございます。

決算数値については、平成19年度決算において、健全化計画の目標値を概ね達成することができました。このため、計画の名称も昨年度から「財政運営適正化計画」とし、財政構造に弾力性を持たせ、安定した財政運営が可能な仕組みを創っていかうと考えています。

今回の計画の見直しは、計画の目標数値の達成度、この1年間の経済情勢の変化や具体的方策の状況等を踏まえてのものですが、政権交代により国の地方財政対策が不透明であり、地方公共団体を取り巻く財政状況は、今後も予断を許さない状況です。

そうしたことから、今後においても、笠岡市が将来にわたって安定した市政運営ができるよう市民の皆さんと一緒に考えながら、財政基盤の確立に努めていきたいと考えています。

見直しのポイント

- ・市民との協働
- ・経済情勢の動向
- ・最小の経費で最大の効果が発揮できる仕組みの構築
- ・費用対効果の低い歳出の見直し
- ・施策評価との連動
- ・受益とのバランスからみた負担の適正化

目次: contents

| | |
|------------------|----|
| ・ 財政状況 | 2 |
| ・ 中期財政見通し | 6 |
| ・ 財政運営適正化計画 | 9 |
| ・ 計画実施後の財政状況 | 13 |
| ・ 用語解説 | 16 |
| ・ 財政健全化法について（巻末） | |



笠岡市長 高木直矢

平成21年10月策定

財政状況

本市は、これまで、公共事業や積極的な単独普通建設事業を実施し、また、福祉と教育に重点をおいた施策を展開してきました。そうした社会資本整備のために借入れた償還金をはじめとする公債費などの義務的経費に対し、歳入の市税等一般財源は、三位一体の改革などの影響等により、近年では落ち込んでいます。

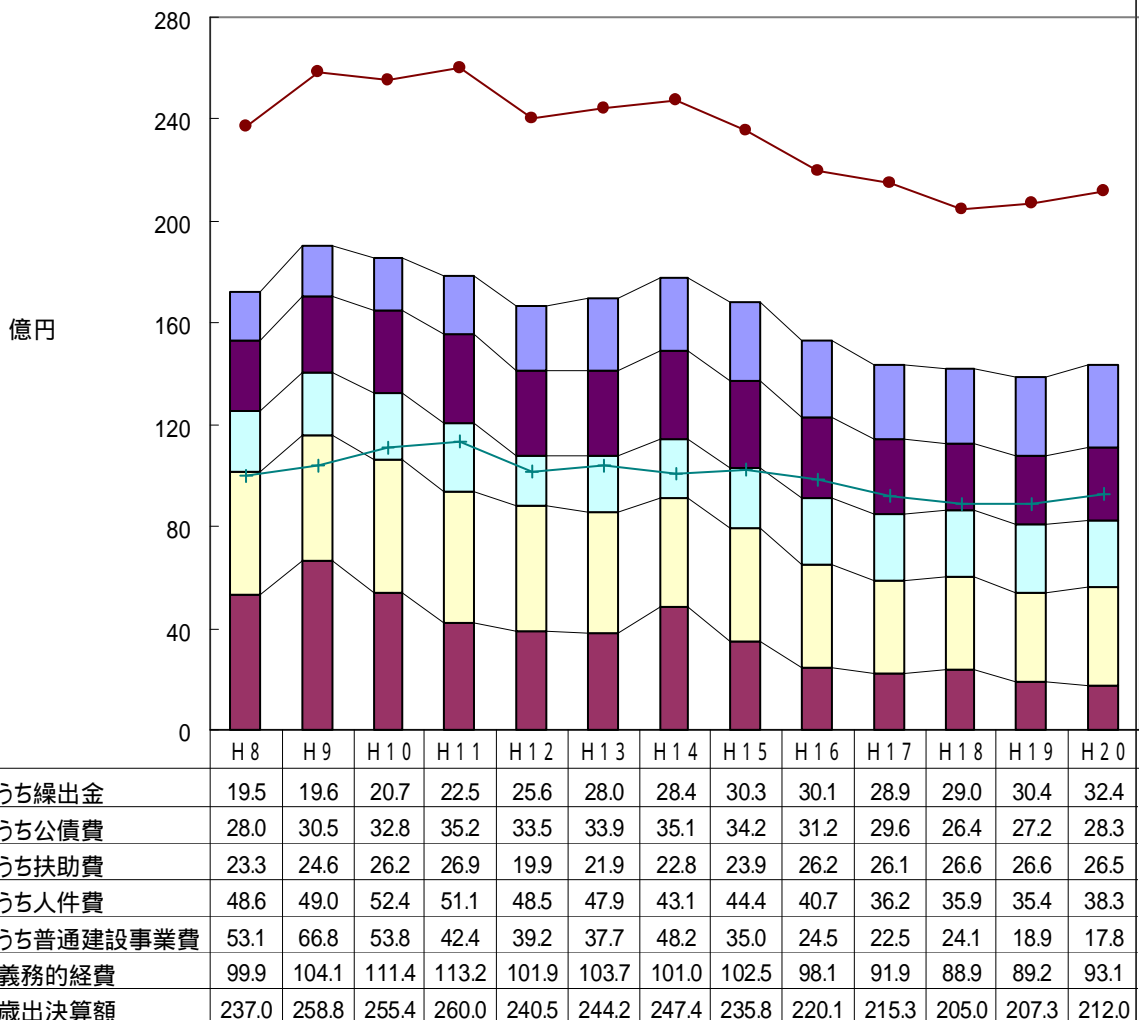
まず、普通会計決算統計や推計等を用いて、本市の財政状況を分析します。

(H19までは決算、H20は決算概要。市税には、減税補てん債・地方特例交付金を、地方交付税には、臨時財政対策債を含みます。)



普通会計とは・
本市の場合、一般会計と住宅資金貸付会計、へき地診療会計及び相生墓園会計をまとめたものです。

歳出決算額の推移



歳出決算額は、普通建設事業費の影響を大きく受けますが、財政健全化により近年の普通建設事業費は低水準となっています。人件費はH10をピークに減少していますが、H20の増加要因は、定年退職者の増加によるものです。扶助費はH12の介護保険制度への移行により減少しましたが、その後は増加しています。公債費はH11がピーク(繰上償還あり)でH20も繰上償還により増加しています。繰出金は、国保会計や下水道会計などへの特別会計への経費が高み、近年は増加傾向となっています。

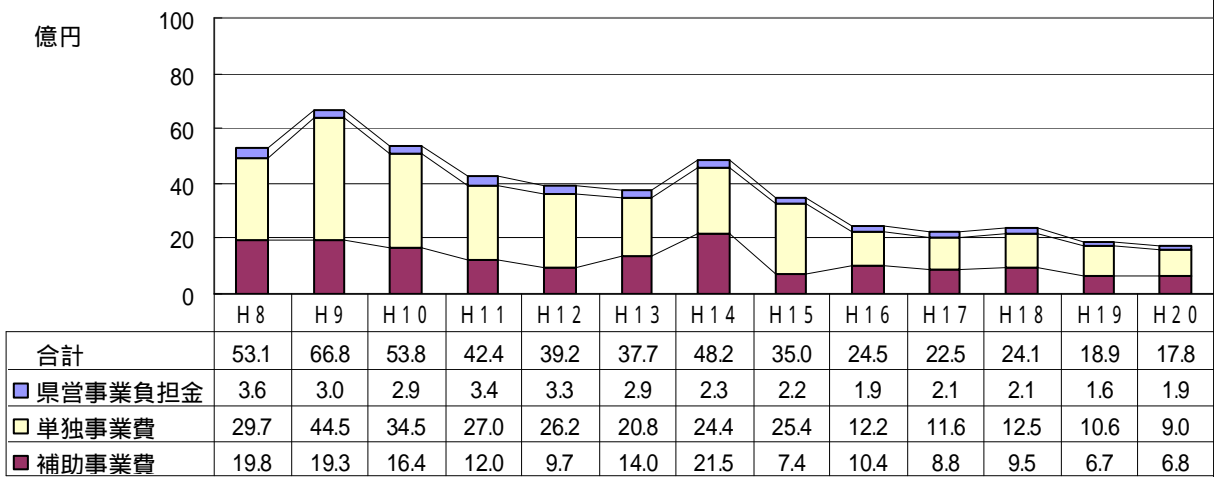
普通建設事業費の内訳

普通建設事業費は、国の補助金を受けて実施する補助事業費と、補助金を受けず市独自で事業を行う単独事業費、そして県営事業負担金の3種類に区分できます。これらの内訳は、下表のとおりです。

地域の行政需要を満たすため、任意に実施する単独事業費は、H9をピークに縮小しています。H9までに借り入れた市債の返済が、まだ続いているのが現状です。



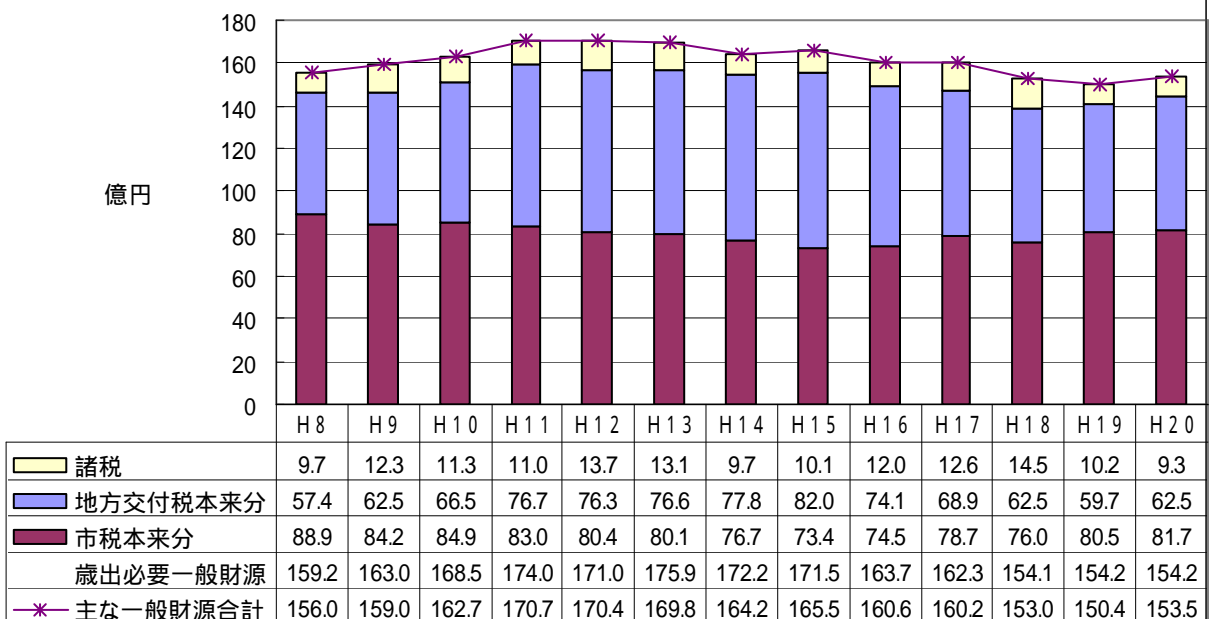
普通建設事業費の内訳



歳入一般財源の推移

歳出決算額に対して、歳入では、財源として工面した特定財源を差し引いた額の一般財源を調達しなければなりません。一般財源の代表的なものは市税、地方交付税であり、この二つで一般財源の8～9割を占めます。これら歳入一般財源の推移は、次のとおりです。主な歳入一般財源はH11をピークに減少しています。歳出必要一般財源との差は、土地売払収入や財政調整基金繰入金等で賄わなければなりません。

歳入一般財源の推移



基金での財源調整

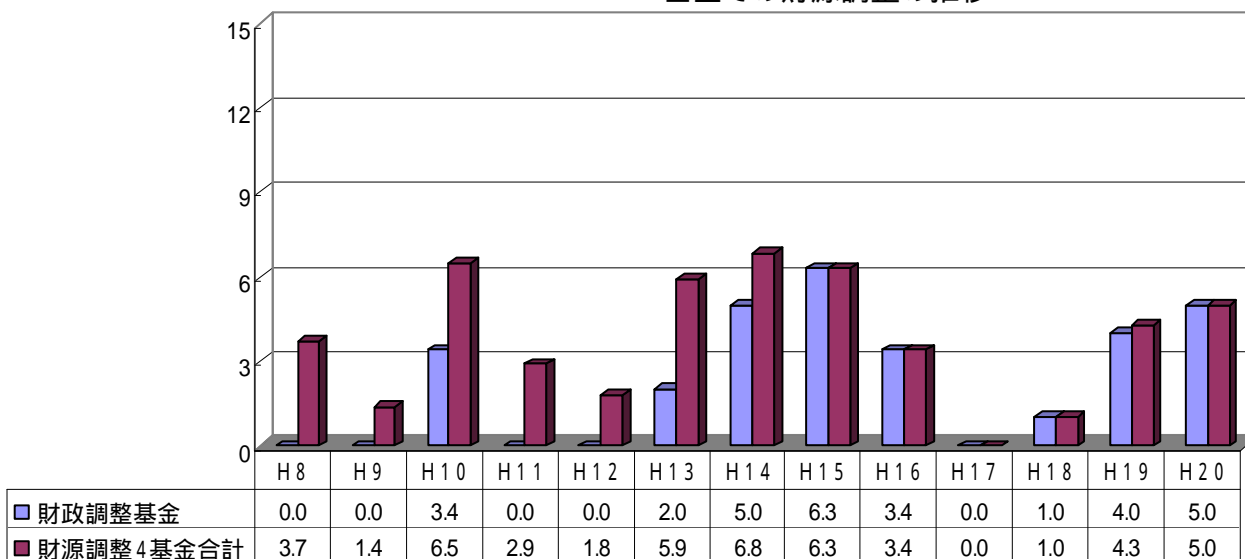
行政需要に対し、歳入が不足する場合、財政調整基金に減債基金、義務教育基金、公共施設基金を加えた財源調整4基金を取り崩すことで財源調整をしてきました。

これらの基金の取崩額は次のとおりです。H16までは普通建設事業費と取崩額が比例する傾向にありましたが、H18以降は地方交付税等の減収のために取崩額が多くなってきています。



億円

基金での財源調整の推移



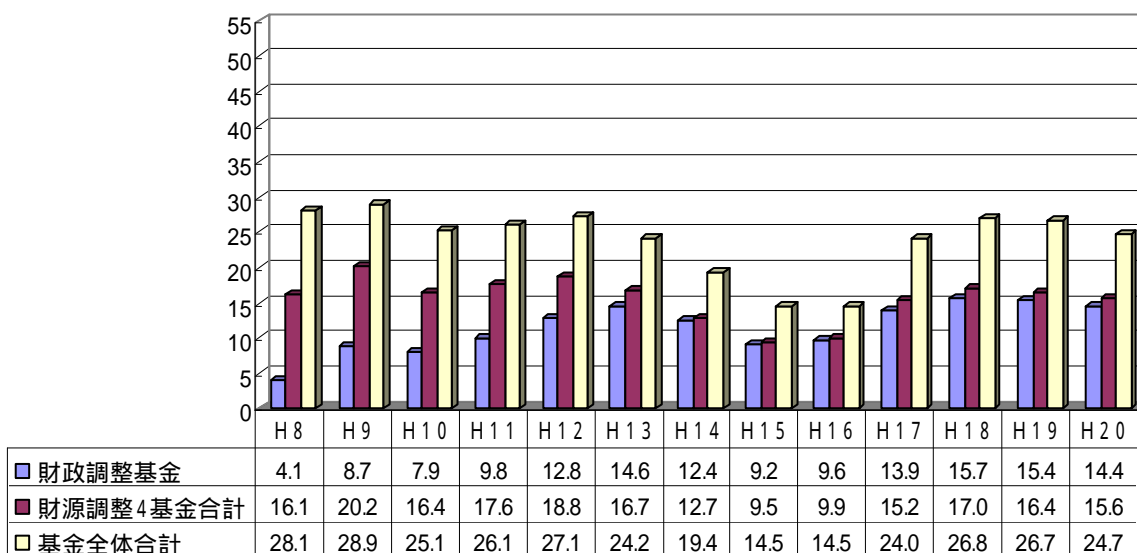
基金残高の推移

財政調整基金、財源調整4基金及び基金全体の残高の推移は次のとおりです。H15で財源調整4基金は、財政調整基金以外は残りわずかとなりました。

財政調整基金は、目標の15億円(標準財政規模の11%)をわずかに割り込みました。今後も減少傾向が続く見込みなので注意が必要です。

億円

基金残高の推移



公債費と市債発行額等

社会資本整備等に伴い、市債を発行してきましたが、それは、後年度に公債費という借金返済につながります。これらの推移は下表のとおりです。

H11以降は建設地方債発行額の制限などにより市債発行額を調整していますが、特例

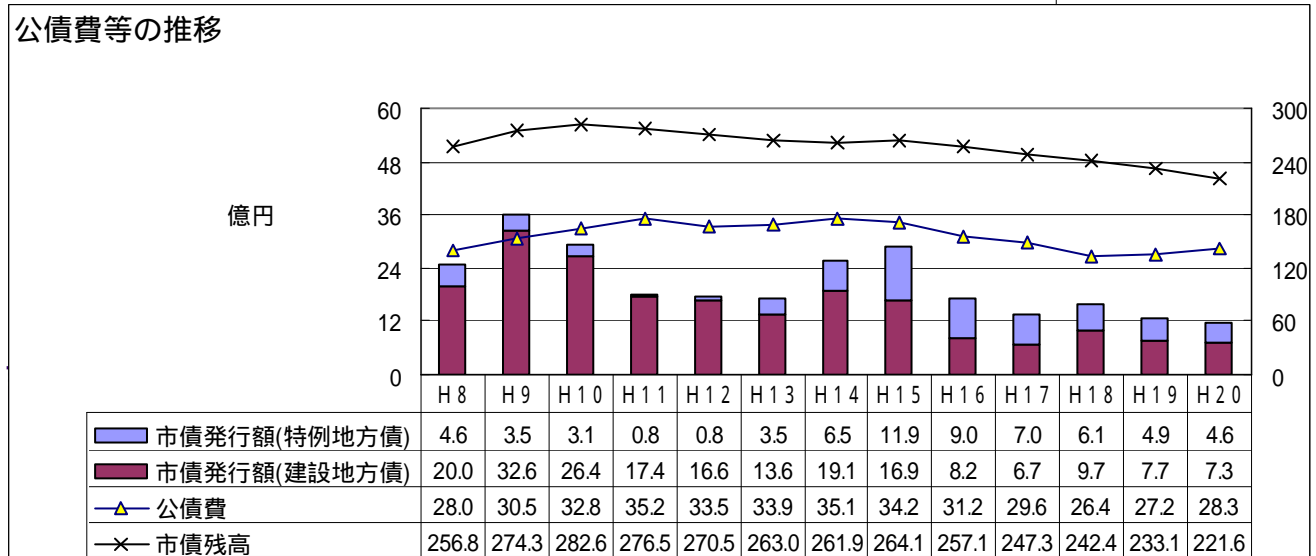
地方債(国の制度により、市税や普通交付税から市債に振り替わった)発行額の割合はH13以降、大きくなっています。

建設地方債発行額を制限したことから、市債残高、公債費とも減少しています。H20の公債費の増加要因は、繰上償還によるものです。

今後も、将来を見据えた適切な市債の管理を行う必要があります。



公債費等の推移



財政指標の推移

公債費比率は、市税・地方交付税等の規模に対する公債費の占める割合です。起債制限比率は、公債費比率の分母・分子から普通交付税算入分をそれぞれ減じたもので、15%を超えると要注意とされています。

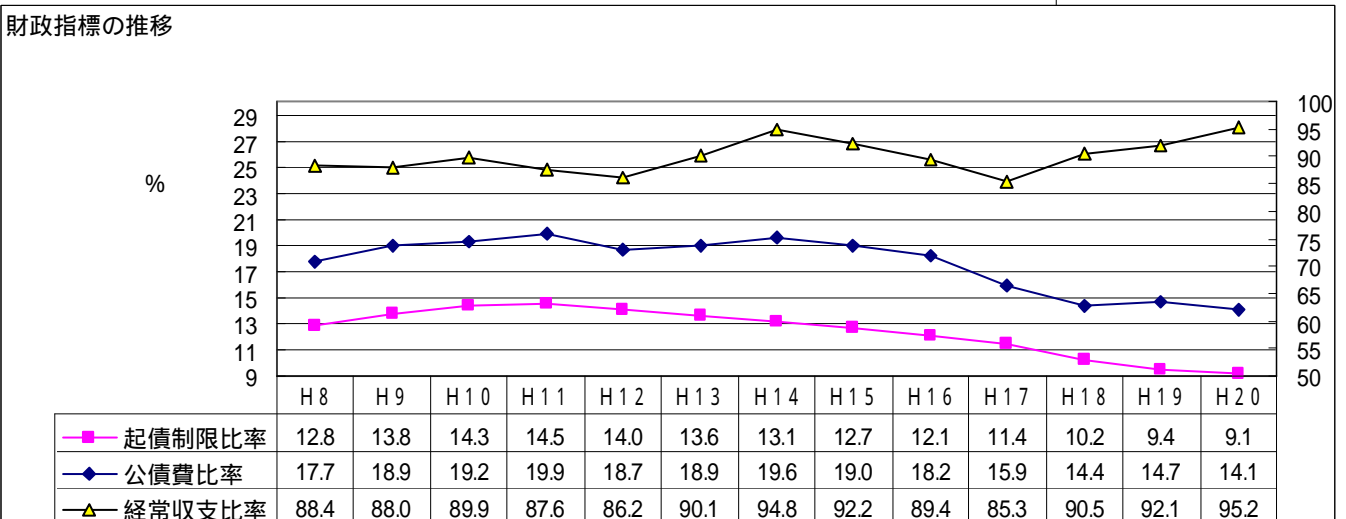
經常収支比率は、市税収入のように毎年度入ることが予定できる収入に対し、人件費

や公債費に代表される毎年度支出せざるを得ない経費の割合。この割合が低いほど社会資本整備や新たな市民サービス等に使える財源的余裕があり、財政の弾力性が高いことを意味しています。

公債費比率、起債制限比率は、ともにH11がピークで、なだらかに減少しています。經常収支比率は、退職金の増などから、今後も高い水準が続くことが予測されます。

望ましい財政指標とは・・・
公債費比率15%以下
起債制限比率10%以下

財政指標の推移



複雑・多様化している社会情勢に加え、不況の影響や政権交代による政策の大転換により、将来を正確に推測することは困難なことでありますが、一定の条件のもとで中期的な見通しを立て、それに基づいて財政を運営していくことは、安定した行政サービスを提供していく上で、大変重要なことです。

将来の見込みは、現状を正確に把握した上で、できるだけ多くの情報を収集・分析し、より近似値となるよう推計することが大切です。

したがって、収支の見通しは、毎年度の実績に基づいて毎年ローリングを行い、新たな情報を加えながら、将来の動向を正確に把握し、その対策を検討することとします。



基本的事項

・推計は、あくまで現行の地方財政制度を前提としており、各種制度改正や国の今後の財政状況の変動要因は想定していません。

・財政見通しは計画的な財政運営を進めるための目安であり、今後の予算編成にあたっては、その時点での制度改正や地方財政対策等を踏まえ、具体的に内容を定めることとなります。

・期間は、平成21年度から平成23年度の3年間で、普通会計が対象です。

・財源不足の実態を把握するために、平成22～23年度は、財政調整基金の取崩をせず、平成21年度の決算剰余金は、繰越金を使用しないこととしています。(基金の残高については、計算上、当該年度の収支推計がマイナスになった場合、その半額を控除しています。)

歳入推計方法

・市税には、地方特例交付金を含み、地方交付税には、臨時財政対策債を含みます。

・市税と諸税は、現在の経済情勢や平成21年度の決算見込みによる推計としています。

・普通交付税の基準財政需要額は、公債費関係算入額は積み上げにより、包括算定経費(人口)は、平成22年国勢調査による影響を加味しています。基準財政収入額は、算入科目の市税等と連動。現行制度の臨時財政対策債は、平成22年度以降も継続されるものとして据え置いています。

・国県支出金は、扶助費と普通建設事業費については歳出連動で推計し、その他については、原則として平成21年度ベースとしています。

・市債は、事務事業評価のハード事業にあわせ、推計を行っています。

・その他の歳入は、歳出に連動するものを除き、平成21年度ベースで推計しています。

歳出推計方法

・人件費は、定員適正化計画の数値を基に推計しています。

・扶助費は担当課積み上げをベースにしています。

・補助費等は、病院会計補助金等を積み上げ、見込額を推計しています。

・普通建設事業費は平成20年度事務事業評価結果と担当課に対するハード事業調査に合わせ、その他の事業は平成21年度と同額程度を見込んでいます。

・公債費は歳入の市債見込額により推計しています。(起債の利率は、2.0%を見込んでいます)

・投資及び出資金、貸付金は病院会計分等を積み上げています。

・繰出金は、担当課積み上げとしています。

地方特例交付金とは、恒久的な減税に伴う減収額の一部を補てんするため、地方税の代替えとして交付されています。

臨時財政対策債とは、地方に必要な普通交付税に対し国税が不足するため、その代替えとして発行される特例地方債。



中期財政見通し(普通会計:推計は平成21年9月現在)

1 歳入

(単位:千円)

| 区 分 | H 2 0 決算 | 伸率% | H 2 1 見込 | 伸率% | H 2 2 推計 | 伸率% | H 2 3 推計 | 伸率% |
|---------------|------------|------|------------|------|------------|------|------------|-------|
| 市税 | 8,167,098 | 1.5 | 7,347,155 | 10.0 | 7,128,808 | 3.0 | 7,111,589 | 0.2 |
| 地方譲与税 | 267,598 | 6.0 | 241,400 | 9.8 | 241,400 | 0.0 | 241,400 | 0.0 |
| 利子割~自動車取得税交付金 | 658,674 | 4.7 | 653,300 | 7.8 | 653,300 | 0.0 | 653,300 | 0.0 |
| 地方交付税 | 6,250,663 | 4.7 | 6,746,733 | 7.9 | 6,847,178 | 1.5 | 6,771,287 | 1.1 |
| 交通安全対策特別交付金 | 10,957 | 13.0 | 11,000 | 0.4 | 11,000 | 0.0 | 11,000 | 0.0 |
| 分担金及び負担金 | 553,192 | 3.4 | 558,307 | 0.9 | 565,422 | 1.3 | 575,624 | 1.8 |
| 使用料 | 350,501 | 3.8 | 352,570 | 0.6 | 346,200 | 1.8 | 345,900 | 0.1 |
| 手数料 | 156,485 | 11.8 | 148,460 | 5.1 | 161,780 | 9.0 | 144,520 | 10.7 |
| 国庫支出金 | 1,694,689 | 5.2 | 2,953,252 | 74.3 | 1,697,317 | 42.5 | 1,889,448 | 11.3 |
| 県支出金 | 1,156,864 | 9.2 | 1,191,704 | 3.0 | 1,184,785 | 0.6 | 1,097,130 | 7.4 |
| 財産収入 | 55,109 | 51.4 | 43,300 | 21.4 | 47,900 | 10.6 | 47,900 | 0.0 |
| 寄附金 | 60,695 | 22.0 | 46,500 | 23.4 | 46,700 | 0.4 | 46,700 | 0.0 |
| 繰入金 | 691,521 | 22.1 | 405,432 | 41.4 | 28,990 | 92.8 | 114,277 | 294.2 |
| 繰越金 | 285,517 | 15.1 | 339,468 | 7.7 | 0 | 皆減 | 0 | - |
| 諸収入 | 721,886 | 5.1 | 620,211 | 14.1 | 603,766 | 2.7 | 587,766 | 2.7 |
| 市債 | 729,100 | 5.4 | 909,625 | 24.8 | 741,855 | 18.4 | 759,216 | 2.3 |
| 歳入合計 | 21,810,549 | 2.4 | 22,568,417 | 3.5 | 20,306,401 | 10.0 | 20,397,057 | 0.4 |

2 歳出

| 区 分 | H 2 0 決算 | 伸率% | H 2 1 見込 | 伸率% | H 2 2 推計 | 伸率% | H 2 3 推計 | 伸率% |
|---------|------------|---------|------------|------|------------|-------|------------|------|
| 人件費 | 3,825,988 | 8.0 | 3,645,621 | 4.7 | 3,572,241 | 2.0 | 3,715,742 | 4.0 |
| 物件費 | 2,394,747 | 1.2 | 2,616,800 | 9.3 | 2,461,000 | 6.0 | 2,456,500 | 0.2 |
| 維持補修費 | 151,679 | 18.2 | 216,692 | 42.9 | 176,000 | 18.8 | 176,000 | 0.0 |
| 扶助費 | 2,645,274 | 0.4 | 2,759,982 | 4.3 | 2,778,520 | 0.7 | 2,805,019 | 1.0 |
| 補助費等 | 3,534,889 | 5.7 | 4,235,273 | 19.8 | 3,294,702 | 22.2 | 3,290,804 | 0.1 |
| 普通建設事業費 | 1,781,362 | 6.0 | 2,374,382 | 33.3 | 1,719,229 | 27.6 | 1,906,546 | 10.9 |
| 災害復旧事業費 | 24,771 | 1,997.5 | 11,000 | 55.6 | 0 | 皆減 | 0 | - |
| 公債費 | 2,828,624 | 4.0 | 2,879,547 | 1.8 | 2,649,972 | 8.0 | 2,632,424 | 0.7 |
| 積立金 | 197,815 | 33.7 | 13,274 | 93.3 | 70,187 | 428.8 | 21,144 | 69.9 |
| 投資及び出資金 | 183,901 | 1.7 | 212,720 | 15.7 | 174,036 | 18.2 | 88,287 | 49.3 |
| 貸付金 | 387,137 | 13.4 | 340,000 | 12.2 | 340,000 | 0.0 | 340,000 | 0.0 |
| 繰出金 | 3,244,894 | 6.8 | 3,260,536 | 0.5 | 3,344,780 | 2.6 | 3,275,707 | 2.1 |
| 歳出合計 | 21,201,081 | 2.3 | 22,565,827 | 6.4 | 20,580,667 | 8.8 | 20,708,173 | 0.6 |

3 収支

| 区 分 | H 2 0 決算 | H 2 1 見込 | H 2 2 推計 | H 2 3 推計 |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| 歳入歳出差引額 | 609,468 | 2,590 | 274,266 | 311,116 |

4 財政調整基金残高

| 区 分 | H 2 0 決算 | H 2 1 見込 | H 2 2 推計 | H 2 3 推計 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 当該年度末残高 | 1,441,809 | 1,435,345 | 1,301,212 | 1,148,655 |

平成21年度から23年度の見通し

・歳入については、平成21年度の市税収入は不況の影響から大幅に落ち込み、それ以降は、人口減や固定資産税の評価変えなどで、微減していく見込みです。地方譲与税は、現時点で税制度の行方がはっきりしていないことから、平成21年度と同額としています。地方交付税は、公債費算入の額が減っていくことから今後は、減少傾向に向かうと予想しています。その結果、一般財源総額も落ち込む推計となっています。

・一方、歳出については、平成21年度の普通建設事業費は、経済対策事業の実施により大幅な増額となる見込みですが、それ以降は概ね平成20年度並の事業費で推移していくと考えられます。

・公債費は、平成20、21年度は、繰上償還により増額となっていますが、それ以降は減少します。補助費等は、平成21年度は定額給付金等により突出しますが、それ以降は、減少傾向です。人件費は定年退職手当により年度間の増減が著しくなります。

・収支では、平成22年度は約2億7,400万円、平成23年度は約3億1,100万円それぞれ

赤字となります。

・今後の財政運営は、内的要因としては、単独の普通建設事業費や退職手当など、外的要因としては、景気の回復と国の政策の動向に大きく影響されます。

地方税財政制度の見通しが立たない中ではありますが、これまでと同様に清々粛々と市政を推進し、市民生活に大きな影響が出ないように慎重な財政運営をしていく必要があります。

・財政調整基金残高は、平成20年度末で、目標の15億円を割り込みました。これは、財政健全化のために公債費の繰上償還を行ったことなどによるものであります。平成21年度は、景気の低迷により多額の取り崩しが見込まれますが、今後とも全庁を挙げて財政健全化に取り組み、前例にとられない徹底した見直しを継続していく必要があります。



見通しのポイント

・三位一体の改革以降、地方交付税などの減額により厳しい財政運営となっている。さらに不況の影響と新しい政権による政策変更により、先の見えない状況となっている。

・一方、歳出は高齢者人口の増加などによる扶助費の増や耐震化事業への着手など、各年度とも歳入を上回る歳出が見込まれる。



基本的な考え方

財政運営の適正化は、単に市民の皆様へのサービスを一律に削減し、サービス水準を下げることにより、収支を均衡させ、財政危機を回避するだけの取り組みで、完結するものではありません。

本市においては、平成15年に地方の行財政システムが著しく変わっていくことを予見し、「財政健全化計画」を策定し、市民の皆様様の協力のもと、全職員が一丸となって、市の将来の負担となる債務の圧縮と今後の安定的な財政運営のための基金の積み増しに、一定の成果を残してきたところです。これは、歳入に合わせた歳出構造の改革と行政サービスの評価システムが機能し始めたことを意味しています。

今回の計画の見直しは、今後も市民の皆様へのサービス水準を確保するため、市政に関係する者すべてが、改革に伴うさまざまな努力を行い、自律した基礎的自治体として将来の笠岡市の発展に寄与するための基盤を確立することが最大のねらいです。

自治基本条例の制定に伴い、真の地方自治の姿を追求するとともに、今後実施すべき投資的事業や新たな市民ニーズに柔軟に対応できるよう、中・長期にわたって安定的で弾力的な財政基盤を確立し、将来のまちづくりの指針となる「笠岡市総合計画」に掲げる基本理念の実現を目指すことが目標です。

豊かな自然環境や文化、安全で安心な暮らしを実現し、“誰もがずっと笠岡に住み続けたいと願うまちを創っていくための事業”を選び、限られた行財政資源を重点的かつ集中化してまちづくりを推進します。

(1)計画期間

平成21年度から平成23年度までの3年間とします。(中期財政見直しについては、毎年度見直しを行います)

(2)内 容

・財政調整基金を取り崩さなくとも収支が均衡するゆるぎない財政体質を確立します。そのため、歳入規模に見合った歳出構造への転換をさらに推進し、社会情勢の変化に柔軟に対応できる財政基盤を目指します。

ただし、国の地方財政対策の状況によっては、財政調整基金の取り崩しはやむを得ないものと考えます。財政調整基金の残高を減らさないという考えで、地方交付税等が推計値以上の落ち込みの場合、前々年度の決算剰余積立額までを上限として取り崩せるものとします。

・施策評価に予算を連動させ、前例踏襲を打破し、すべての事務事業の重点化、効率化を図ります。

・財政調整基金の残高は、標準財政規模の10%は最低必要とされており、本市の場合、その額は14億円となります。当面、中期的な目標額を、15億円とします。

・今後、歳入一般財源の減少が続く状況下において、経常収支面での財政健全化は困難と予想されます。また、平成22年度以降の財源不足は、単年度での取組では解消が困難です。このため、見直しを行いながら、継続的な改善の取組を行っていくこととします。

・財政運営適正化計画は、平成21年度から23年度までの3年間



・財政指標については、数値目標を次のとおりとします。

| | 行政改革大綱 | 財政運営適正化計画 | H20 決算速報値 |
|---------|---------|-----------|-----------|
| 公債費比率 | 15.0%未満 | 15.0%未満 | 14.1% |
| 起債制限比率 | 9.5%未満 | 9.5%未満 | 9.1% |
| 実質公債費比率 | 18.0%未満 | 18.0%未満 | 16.9% |
| 将来負担比率 | - | 130.0%未満 | 137.5% |
| 経常収支比率 | 85.0%未満 | 90.0%未満 | 95.2% |

具体的な方策

| (1) 人件費の抑制 | | |
|-----------------|---------------------------|----------|
| | H 2 1 削減目標額 | 2 9 0 万円 |
| ・ 組織機構改革の見直し | 人員配置の見直し，職員の職種変更 | |
| ・ 基本給の削減 | H 1 8 給与構造改定（定期昇給の圧縮） | |
| ・ 人員の削減 | 定員適正化計画による定員管理（退職者不補充） | |
| ・ 住居手当の見直し | 定額部分の廃止等 | |
| ・ 通勤手当の見直し | 国公に準じる | |
| ・ 時間外勤務手当の削減 | 対前年度の 3 % 削減を目標（勤務時間の弾力化） | |
| ・ 管理職員特別勤務手当の削減 | 対前年度の 3 % 削減を目標（代休取得の推進） | |

| (2) 内部管理経費の削減 | | |
|--------------------|---------------------------------------|--------------|
| | H 2 1 削減目標額 | 1 , 8 9 0 万円 |
| ・ 嘱託職員の見直し | 有期雇用の促進 | |
| ・ 臨時職員の見直し | パート化 | |
| ・ 需用費，役務費の削減 | 見込額の 2 % 削減を目標，ペーパーレス化の推進 | |
| ・ 庁舎等維持管理費の節減 | 委託仕様書の内容見直し | |
| ・ 特別会計繰出金の削減 | 見込額の 1 % 削減を目標 | |
| ・ 一部事務組合負担金の削減 | 見込額の 1 % 削減を目標 | |
| ・ 病院会計補助金の見直し | 繰出基準の見直し | |
| ・ 補助事業，起債事業事務費の見直し | 人件費を最大限設定し，残りの一部をコピー代等へ | |
| ・ 新公会計制度によるコスト管理 | 発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入することによりコストを削減する。 | |
| ・ 行政や事務処理の効率化 | 消耗品費等の部又はフロア単位での一括管理 | |

| (3) 施策の見直し | | |
|----------------|----------------------------------------|----------|
| | H 2 1 削減目標額 | 8 5 0 万円 |
| ・ 予算措置と施策評価の連動 | 予算措置を施策評価により，優先順位付けを行い，事業の集中と選択を加速させる。 | |
| ・ 費用対効果の検証 | 事務事業評価の中で，費用対効果の検証を行う。 | |
| ・ 公共工事コスト削減の推進 | 一層のコスト削減に取り組む（ 1 2 % のコスト削減） | |
| ・ 入札制度の見直し | 制限付き一般競争入札の実施件数の増 | |
| | 高落札率入札調査制度の運用及び郵便入札の拡大 | |
| | 随意契約方法の見直し | |

| | |
|--------------------|------------------------------|
| ・ 民間委託の推進 | 市の果たす役割を再点検し，民間でできるものは民間に委ねる |
| | 指定管理者制度の拡大 |
| ・ 補助金の見直し | 団体への運営補助から事業補助への転換・補助率設定 |
| | 個人への補助金の市税等完納条件の導入 |
| ・ 各種協議会負担金，年会費の見直し | 加入の必要性を再点検し，脱退・退会等を検討 |
| ・ 債務負担行為の抑制 | 制度化されている利子補給制度等の再検討 |
| ・ 単市扶助費や給付事業の見直し | 所得制限の導入，基準の再検討 |
| ・ 新たな社会資本整備手法の検討 | P F I 等，民間資金の活用や経営手法の導入を図る |
| ・ 市民ボランティア活動との連携強化 | 市民参加の意欲の向上と協働によるまちづくりを推進する |
| ・ イベント事業の見直し | 委託料から補助金への移行又は廃止を検討 |
| ・ 各種審議会の見直し | 事業・事案内容から，統合等合理化を図る |

| | | |
|------------------------|---------------------------------------------------------|---------------------|
| (4) 市債借入額等の抑制 | H 2 1 削減目標額 | |
| | | 1 , 4 7 0 万円 |
| ・ 市債借入額の上限設定 | 市債の借入額を，財源対策債を含み，上限を 1 5 億円に設定（事務事業評価時では，上限を 1 4 億円に設定） | |
| ・ 市債の繰上償還及び借換 | 高金利の政府債繰上償還及び借換を積極的に行う。 | |
| ・ 下水道事業会計への繰出金上限設定 | 繰出金の上限を 1 3 億円に設定かつ起債の発行を 6 億円以内に制限。 | |

| | | |
|--------------------|-----------------------|-----------------|
| (5) 収入の確保 | H 2 1 増収目標額 | |
| | | 6 2 0 万円 |
| ・ 市税現年収納率の向上 | 見込額の 0 . 1 % 増額を目標 | |
| ・ 滞納繰越額の徴収強化 | 見込額の 3 % 増額を目標 | |
| ・ 公有地の積極的な売却 | 未利用地の適正処分を行う | |
| | 割賦制度の導入により，貸付物件の売却を図る | |
| ・ 市施設利用率の向上 | 運用の見直し，創意工夫により増収対策を行う | |
| | 笠岡総合スポーツ公園等の集客対策の検討 | |
| ・ 企業誘致，産業政策の見直し | 企業誘致の推進と産業施策の体系，内容の検討 | |
| ・ 広告料等の新設 | 新たな広告媒体の検討 | |
| ・ ふるさと納税制度の推進 | P R に努め，新たな収入源とする | |
| ・ 受益者負担の適正化 | 使用料・手数料・負担金等の見直し | |

計画実現のために

中期財政見通し(7ページ)によれば、税収・地方交付税等の一般財源総額は、平成21年度で落ち込み、その後は微減で推移していく見込みです。

貯金にあたる財政調整基金は、平成15年度からの財政健全化の取り組みにより、平成19年度末には目標である15億円を超えましたが、平成20年度には、財政健全化のための公債費の繰り上げ償還を行ったことなどにより、15億円を割り込みました。平成21年度以降も、多額の財源不足が見込まれるため歳入に見合った慎重な財政運営を徹底する必要があります。

平成21年度は補償金が免除される繰上償還が認められる最終年度であるため、厳しい財政事情の中ではありますが、将来の負担を軽減するために出来る限り繰上償還を実施する予定といたしております。

平成21年4月から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が全面施行され、財政の健全性に関する比率が一定の水準を超える場合は、財政健全化計画等の策定が義務付けられました。

この法律は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標により、従来からの普通会計ベースのみならず、公営企業や土地開発公社までを含めた財政判断指標を算定し、地方公共団体が財政の早期健全化・再生に取り組むことを目的としております。

笠岡市の比率は、全て健全な水準となっております。このことは、平成15年度以降、全庁を挙げての健全化への取組が具現化し、さらには平成18年度開始の第5次行政改革大綱の計画を着実に遂行してきた結果であると言えます。

しかしながら、この比率はあくまで法定の指標であることに留意し、引き続き適正な財政運営に努める必要があります。

また、現金主義・単式簿記を特徴とする現在の地方自治体の会計制度に対して、発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入しようとする新公会計制度により、地方財政を分析する統計手法も、大きく変わろうとして

います。

こうした流れは、財政状況の開示のみならず、行政コストに対しても大変厳しい基準が設けられることを意味しており、これまで以上に、職員の一人ひとりが意識を改革し、行政コストについて厳しく認識するとともに、常に市民の目線で事業の目標、成果、効率等を精査していく必要があります。職員全員が、施策立案者であり、税の執行者であることを自覚し、地域との協働の視点を大切に、施策実現に向けて懸命の努力をしていくことが重要です。

協働とは、市民と行政がそれぞれの特性を認め合い、信頼の輪で結ばれた対等な関係で、それぞれの役割を果たしながら共通の目的に対して連携・協力して取り組むことを言います。行政は協働を単なる行政の下請けと考えるのではなく、市民活動団体が主催者である市民の自治活動として広がるよう共に考えていく必要があります。

さらに、このような市民活動を維持し、安定した財政運営を継続していくために人口減少に歯止めをかけ、定住を促進することが喫緊の課題となっております。

このため、住宅環境や雇用環境、子育て支援、教育行政など市政全体のレベルアップを図る施策も協働と平行して進め、「ずっと住み続けたいまちづくり」を推進する必要があります。

今後は新しい政権により大きく政策転換がなされることとなりますが、自治基本条例に定めている、自治の原則「自主・自立」を基本とし、その理念のもとに策定している「第6次笠岡市総合計画」を着実に実行していくことが重要です。

「21世紀のゆるぎない笠岡づくり」のため、予算についても総合計画の施策に連動させ、この計画で示した考え方や項目を確実に実行し、さらに創意工夫を加えながら、新しい笠岡市の行財政システムを構築していくことが必要です。

・財政健全化計画

平成15年度から行われた財政健全化計画により公債費関係の数値は改善し、普通会計ベースの財政状況は健全化したといえます。

・新たな財政指標、制度改革

今後は、特別会計、企業会計、土地開発公社など、すべての会計を連結した財務状況が重要となります。財政健全化法による健全化判断比率や民間の統計手法に準じた新公会計制度が導入されました。

・行政が果たすべき役割

「市でなければ提供できないサービスとは何か」「市民が安心して安全に暮らすには何をすべきか」などを改めて考え、市民の自主的・主体的な活動や民間活力の導入を基本としながら、全ての事務事業について行政の責任領域を明確化し、民間・市民と行政との適切な役割分担を行うことが必要です。近年では、ボランティアやNPO法人など、多様な主体が「公共」を担う活動を積極的に行っています。今後は、個人や家庭、地域コミュニティが共に助けあい、支え合っていける地域社会を形成していくことが大切です。

計画実施後の収支見通し

具体的方策を実施した結果、効果額を推計できる項目について、計画実施後にどうなるか試算しました。

平成22, 23年度の赤字見込額は、項目に記載されていない具体的方策や、事務事業全般にわたる見直しと縮減額によって解消しなければなりません。国の地方財政対策は今後大きく変わることが予想され、次回のローリングにより再度検討することとします。(H21収支欄 具体的方策効果額は、平成21年10月～平成22年3月の積算)



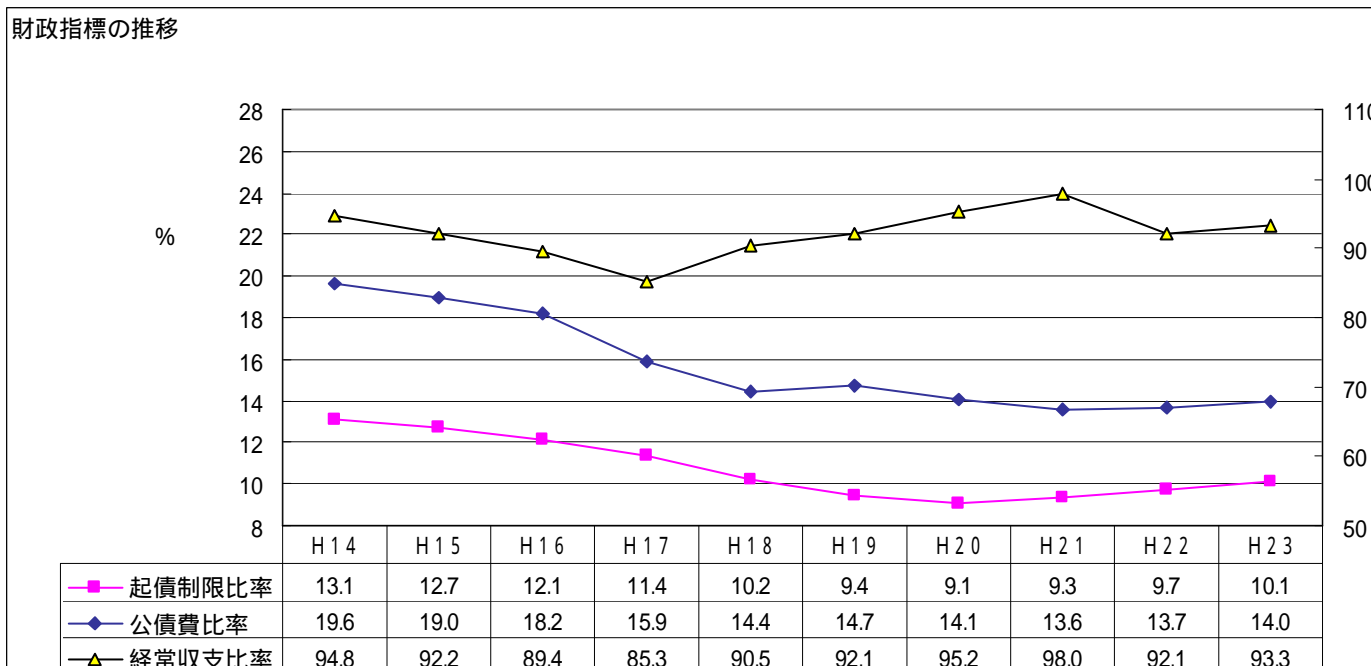
(単位：千円)

| 項目 | | H 2 1 収支 | H 2 2 収支 | H 2 3 収支 |
|----------------------|-----------|----------|----------|----------|
| 計画実施前の収支見通し(中期財政見通し) | | 2,590 | 274,266 | 311,116 |
| 負担調整 | | 0 | 0 | 0 |
| 再計算収支見通し | | 2,590 | 274,266 | 311,116 |
| 具 体 的 方 | 人件費の抑制 | 2,900 | 17,000 | 2,000 |
| | 内部管理経費の削減 | 18,900 | 58,000 | 57,000 |
| | 施策の見直し | 8,500 | 18,000 | 26,000 |
| | 市債借入額等の抑制 | 14,700 | 61,000 | 52,000 |
| | 収入の確保 | 6,200 | 19,000 | 19,000 |
| | 調整 | 90 | 34 | 84 |
| | 小計 | 51,110 | 172,966 | 155,916 |
| 計画実施後の収支見通し | | 53,700 | 101,300 | 155,200 |

財政指標

中期財政見通しの普通建設事業費や市債借入額等による財政指標の今後の見込みは、次のとおりです。

公債費比率は計画の目標以内、起債制限比率は、目標付近で推移する見込みです。経常収支比率は、平成21年度は、市税収入等が落ち込んだことから高い比率となる見込みです。その後も退職金が膨らむことなどから、高い水準で推移します。引き続き、徹底した経常経費の節減が必要です。



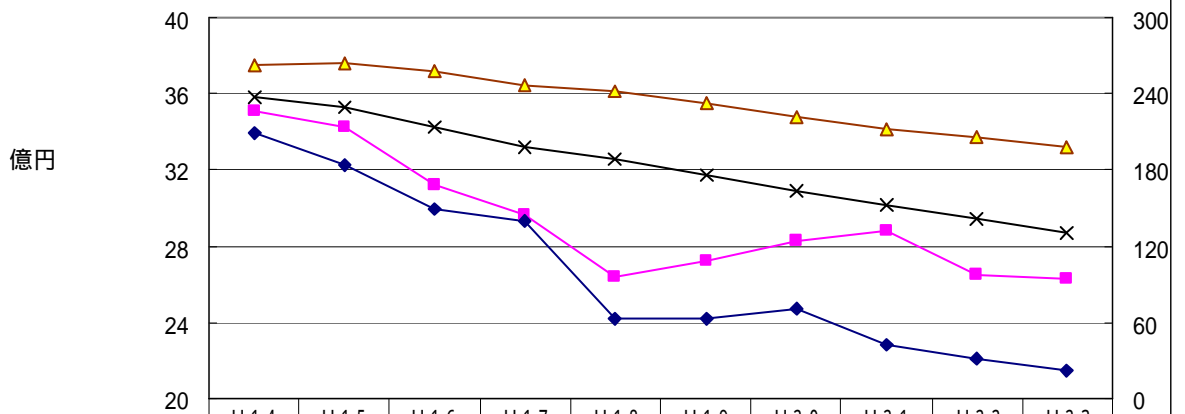
公債費と市債残高

公債費と市債残高の見込みは、次のとおりです。国の制度により、市税から振り替わった減税補てん債と、普通交付税から振り替わった臨時財政対策債の割合は、近年、急激に増えています。参考に、これらを除いたものを(建設地方債等)で示します。

建設地方債等は、今後、減少していく見込みです。しかし、公債費全体では、減少幅は小さくなっています、平成19年度から平成21年度まで、公債費が増えるのは、公的資金の補償金免除繰上償還の影響が大きな要因となっています。



公債費等の見込み

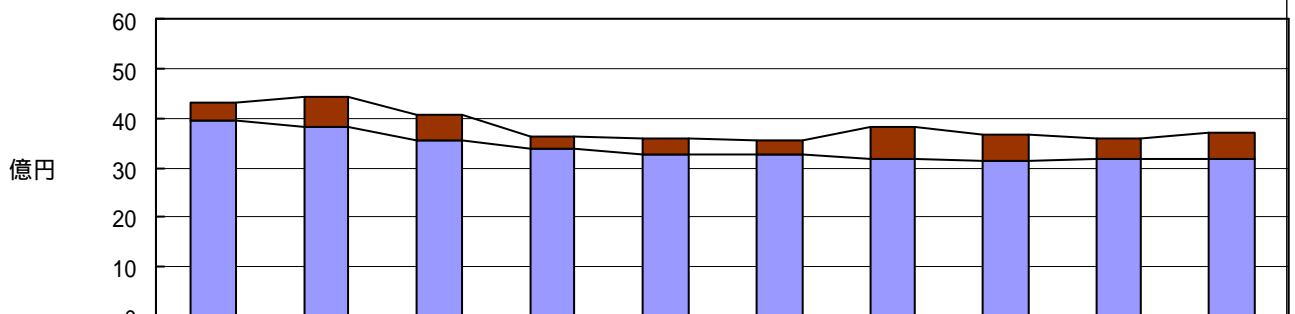


| | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ■ 公債費 | 35.1 | 34.2 | 31.2 | 29.6 | 26.4 | 27.2 | 28.3 | 28.8 | 26.5 | 26.3 |
| ◆ 公債費(建設地方債等) | 33.9 | 32.3 | 30.0 | 29.3 | 24.2 | 24.2 | 24.7 | 22.8 | 22.1 | 21.5 |
| ▲ 市債残高 | 261.9 | 264.1 | 257.0 | 247.3 | 242.4 | 233.1 | 221.6 | 212.2 | 205.0 | 197.7 |
| × 市債残高(建設地方債等) | 237.7 | 228.8 | 213.5 | 198.0 | 188.6 | 176.7 | 163.4 | 152.2 | 141.4 | 130.9 |

人件費

人件費は、年度により退職者数やそれに伴う退職手当額に、ばらつきがあるので、総額だけの比較では削減努力等がわかりにくくなっています。退職手当以外の人件費では、定員適正化計画や独自削減策等により32億円以内で推移していく見込みです。

人件費の見込み



| | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 人件費合計 | 43.1 | 44.4 | 40.7 | 36.2 | 35.9 | 35.4 | 38.3 | 36.5 | 35.7 | 37.2 |
| ■ うち退職手当 | 3.7 | 6.2 | 5.3 | 2.4 | 3.3 | 3.0 | 6.4 | 4.9 | 4.0 | 5.4 |
| ■ うち退手以外人件費 | 39.4 | 38.2 | 35.4 | 33.8 | 32.7 | 32.5 | 32.0 | 31.6 | 31.8 | 31.8 |

実質公債費比率

起債制限比率の算定基礎に加え、公営企業債(特別会計、企業会計)の元利償還に対する繰出金や、公債費に準ずる債務の額を加味して算定されています。財政健全化判断指標の一つです。(3カ年の平均値)

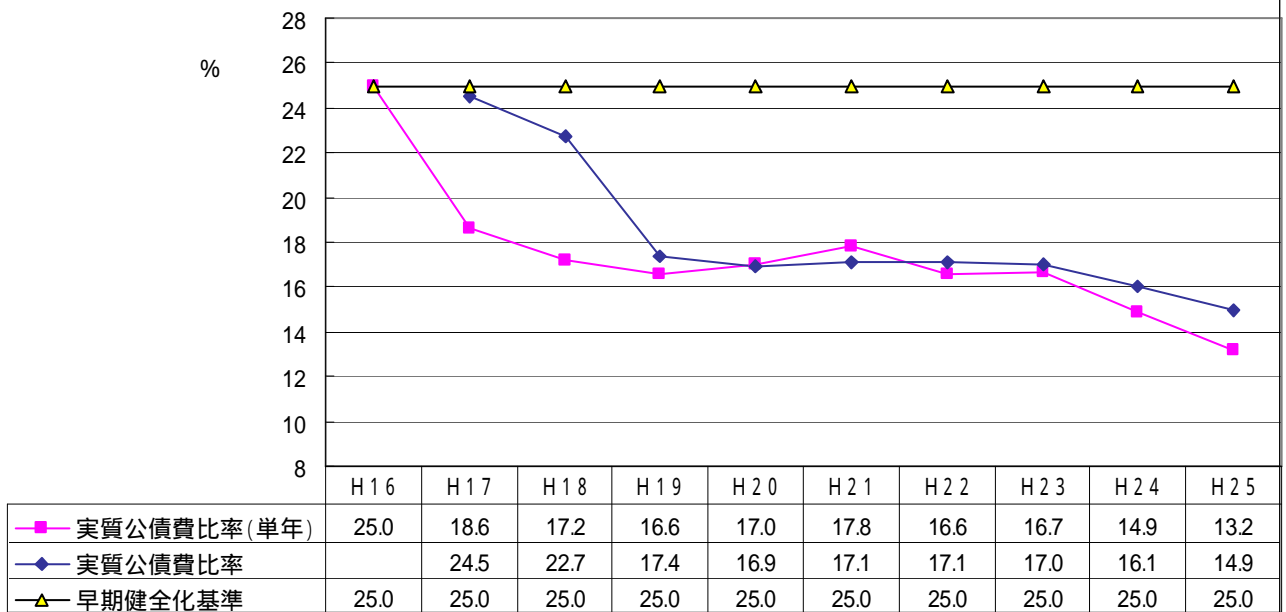
財政運営適正化計画による起債の発行制限と下水道事業会計への繰出金の制限を継続し、今後も比率の抑制を図る必要があります。

平成20年度の比率は、16.9%(速報値)で前年度に対して0.5ポイント改善しました。今後も同程度の水準が続く見込みです。

実質公債費比率と将来負担比率

実質公債費比率の早期健全化基準は25%、一方、将来負担比率は、350%です。本市は、いずれの数値もクリアしています。

実質公債費比率の推移

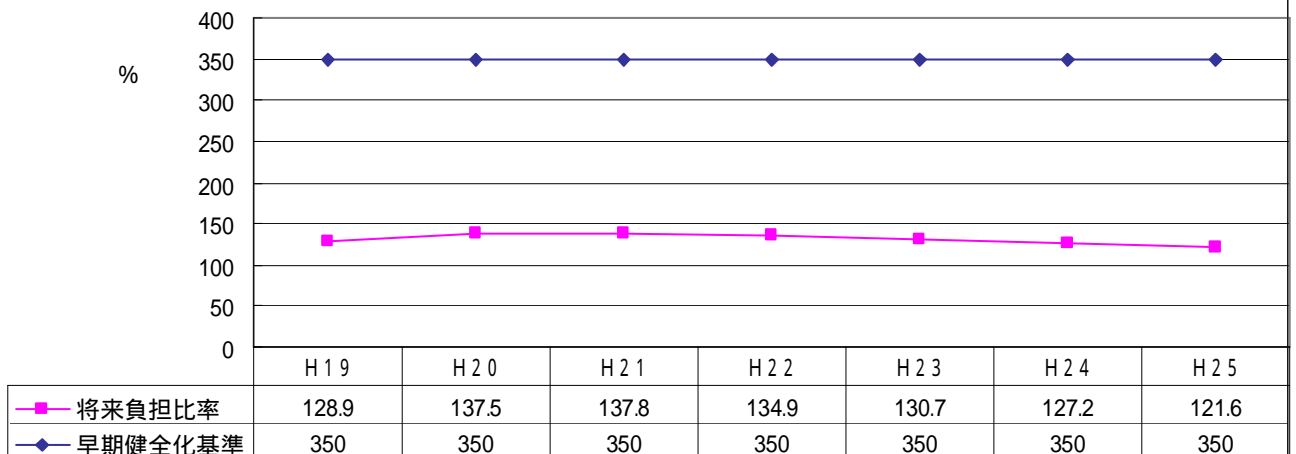


将来負担比率

将来負担比率は、税収や交付税収入などを基にした財政規模に対し、将来負担する負債の割合を示す指標です。350%に達すると、国から早期健全化団体に指定され、健全化計画の策定や外部監査が義務付けられます。こちらも財政健全化判断指標の一つです。平成20年度は、算出方法の変更があったため前年度よりも高い数値となっています。

実質公債費比率と将来負担比率については、平成25年度までを推計しています。

将来負担比率の推移



| 歳 入 関 連 | |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一 般 財 源 | 使い道が特定されず，どのような経費にも使用することができる財源。代表的なものは，市税，地方交付税など。 |
| 特 定 財 源 | 国県支出金，使用料，手数料など，使途が特定されている財源 |
| 市 税 | 市民税，固定資産税，軽自動車税など，市の行政サービスの基本的な財源 |
| 地 方 交 付 税 | 地域によって地方税収入に差があるため，標準的な行政を行うために国から国税の一部が交付される。普通交付税と特別交付税がある。 |
| 諸 税 | 地方譲与税，利子割・地方消費税・ゴルフ場利用税・自動車取得税交付金，交通安全対策特別交付金を，便宜上ひとまとめにした呼び方。 |
| 市 債 | 地方公共団体が資金調達のために借り，その返済が一会計年度を超えて行われる借金 |
| 建 設 地 方 債 | 市債のうち，公共施設の建設事業などの財源とするために発行されるもの。 |
| 特 例 地 方 債 | 市債のうち，赤字を補てんしたり，財源補てんする目的で発行されるもの。 |
| 臨 時 財 政 対 策 債 | 地方に必要な普通交付税に対し国税が不足するため，その代替えとして発行される地方特例債 |
| 歳 出 関 連 | |
| 普 通 建 設 事 業 費 | 土木農林水産施設，教育施設など，公共施設の新增築等の建設経費 |
| 繰 出 金 | 特別会計に対し，収支不足の補てんや繰出基準により支出される経費 |
| 公 債 費 | 市が借り入れた市債の元利償還金及び一時借入金利子の合計額 |
| 扶 助 費 | 各種法令や市単独の施策に基づき，生活保護者・障害者・老人等に対して支給する費用 |
| 物 件 費 | 光熱水費・通信運搬費などの内部管理経費，嘱託・臨時職員給，各種ソフト事業 |
| 補 助 費 等 | 一部事務組合負担金，企業会計への補助金，各種団体への補助金・負担金 |
| 義 務 的 経 費 | その支出が義務づけられ任意に削減できない経費。人件費・扶助費・公債費をいう。 |
| 財 政 分 析 関 連 | |
| 基 金 | 特定の目的のために設けられた資金又は財産。いわゆる貯金であり，この基金を取り崩したものは歳入の繰入金，基金への積立は歳出の積立金の科目で経理される。 |
| 決 算 統 計 | 全国統一基準による最も基本的かつ重要な統計のひとつ。普通会計と公営事業会計に分けられている。統計結果は地方財政運営や国の施策の基礎数値となる。 |
| 標 準 財 政 規 模 | 地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので，市税と諸税，普通交付税の合計額等により算出する。笠岡市の場合，約134億円です。 |
| 公 債 費 比 率 | 借金返済である公債費に必要な一般財源額が，標準財政規模に占める割合。自由に使える収入が借金返済に使われる割合を示す。15%を超えると要注意，20%を超えると危険とされている。 |
| 起 債 制 限 比 率 | 公債費比率算式の分母分子から，元利償還金のうち普通交付税で補てんされる額をそれぞれ減じた数値で，過去3カ年の平均を用いる。一般的に公債費比率より低い数値となります。 |
| 経 常 収 支 比 率 | 人件費，扶助費，公債費等の経常経費に，市税，諸税，普通交付税を中心とする経常的な一般財源がどの程度充当されているかをみることにより，財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられます。 |



笠岡市総務部財政課

岡山県笠岡市役所
〒714-8601 笠岡市中央町1番地1

電話 (0865)69-2125
FAX (0865)69-2190

Email: zaisei@city.kasaoka.okayama.jp

**活力ある福祉都市を
実現するために**

ホームページもご覧ください

[http://
www.city.kasaoka.okayama.jp](http://www.city.kasaoka.okayama.jp)



平成21年4月から全面施行された地方公共団体財政健全化法における早期健全化基準等について、笠岡市の平成20年度決算ベースの各比率をお知らせします。

平成20年度笠岡市標準財政規模 約139億円

笠岡市の健全化判断基準

| 指標 | 笠岡市の比率 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|--------|---------|--------|
| | | イエローカード | レッドカード |
| 実質赤字比率 | - | 12.9% | 20.0% |
| 連結実質赤字比率 | - | 17.9% | 40.0% |
| 実質公債費比率 | 16.9% | 25.0% | 35.0% |
| 将来負担比率 | 137.5% | 350.0% | - |

実質赤字比率とは

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

- ・早期健全化基準は12.9% (イエローカード)
- ・財政再生基準は20.0% (レッドカード)

連結実質赤字比率とは

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

- (一般会計+特別会計)
- ・早期健全化基準17.9% (イエローカード)
- ・財政再生基準40.0% (レッドカード)

実質公債費比率とは

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

- (一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合)
- ・早期健全化基準25.0% (イエローカード)
- ・財政再生基準35.0% (レッドカード)

将来負担比率とは

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

- (一般会計等+特別会計+公社会計等すべての会計を含めて計算する)
- ・早期健全化基準350.0% (イエローカード)

上記のように、財政健全化法の4つの指標の中で、全ての指標は基準内に収まっています。これは、財政健全化にいち早く取り組んだ結果によるものですが、引き続き、歳入に見合った歳出構造の確立など財政運営の適正化に、より一層努める必要があります。